

専門実践教育訓練の指定基準の策定に当たっての考え方

1 基本的考え方

非正規雇用労働者である若者をはじめとした労働者の中長期的キャリア形成を支援するため、

- ・ 就職可能性が高い仕事において必要とされる能力の教育訓練
 - ・ その効果がキャリアにおいて長く活かせる能力の教育訓練
- を指定するよう、指定基準を策定するものである。

2 専門実践教育訓練の基準について

施行時においては、現在有する実績データの範囲内で対応することとして、措置の趣旨を踏まえた客観的、明確な基準としては、諮問された指定基準とするが、施行後は、以下に掲げる考え方をもって必要な実態把握を行い、分析しながら、施行後3年後を目途として職業能力開発分科会において必要な見直しを検討する。

- ・ 対象とする資格の範囲について、労働力需給等の状況をより踏まえることが望ましい。
このため、資格に係る教育訓練の実施状況、成果や労働市場への効果等について十分に把握、分析する。
- ・ 対象とする社会人向け大学院について、専門職大学院であっても、雇用保険制度における中長期的キャリア形成支援措置の趣旨に真に資するかどうか、個々の訓練内容や対象者を、より精査して慎重に判断することが望ましい。
このため、専門職大学院の各種教育に対してはいまだ評価が一様ではないことにも留意し、対象訓練の実施状況、成果等を分野別などにより十分に把握、分析する。
- ・ 講座レベルの基準について、就職・在職率（※）は、雇用保険被保険者であるなどその内容を評価して捉えるものであることが望ましい。とりわけ、専門学校の職業実践専門課程については、創設されたばかりの制度であることも踏まえつつ、就職・在職率以外の指標について検討していくことが必要である。
このため、今後、訓練の成果としての就職等の内容（関連した分野への就職であるかも含め）や質の向上の取組状況等の把握にも努めてデータを蓄積、分析する。

※ 受給者（又は入学者）に占める就職者及び在職者の割合。なお、最初の指定時点では把握できる「受講者に占める就職者及び在職者の割合」